

# 優遇措置の対象とすべき高度外 国人材の選別要素について

# 1 学術研究活動(現在の在留資格「教授」、「研究」に相当する活動+関連する事業経営)

## (1) 学歴

### <検討事項例>

- ・最低限必要な学位を求めるか。
- ・どの学位から評価するか。学士?修士?
- ・学位によってどのように配点するか。
- ・世界的に著名な大学については、加点するか。

## (2) 職歴

### <検討事項例>

- ・経験年数をものさしとする場合、何年以上の経験から評価するか。
- ・経験年数が長いほど高く評価すべきか。逆に若年層に不利にならないか。

### (3) 年収

#### <検討事項例>

- ・最低年収を設けるか（例えば、330万円（20代の平均年収）以上など）。
- ・どの位の年収から評価するか。
- ・年収において、年齢区分を設けるか（※）。別途、若者に有利なように若年者加算をすべきか。  
（若年者に不利に働くのは、年収だけでなく、職歴、学歴も同様。年齢差別とも取られる可能性あり。年齢でなく、「大学（院）卒業後何年以内」という区分にする等の方法もあるか。）

#### 年収のイメージについて

##### ○ 3500万円

各業界売上高上位10社及び売上高1兆円超クラスの大企業の計360社の役員（計約4,400名）の1人あたり平均報酬額は、3590万円

##### ○ 2000万円

健康保険の標準報酬月額の上限は、第47級121万円（報酬月額117万5千円以上）。  
121万×12カ月+540万円（標準賞与額の年間上限）=1992万円

##### ○ 1000万円

労基法第14条において、例外的に5年間の契約の締結を認められる、専門的な知識、技術又は経験であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準は、1075万円。  
大学・大学院を卒業し、1000人以上の企業規模の企業で就労する者の平均給与額  
部長級 1179.7万円 課長級 976.1万円。（「平成22年賃金構造基本統計調査」）

##### ○ 900万円

大学・大学院卒の年収上位10%の者は、年収900万円以上  
（「2007年就業構造基本統計調査」）

○ 600万円

大卒・大学院卒正社員の平均年収が600万円 20代は、360万円。

（「平成22年賃金構造基本統計調査」）

○ 470万円

平均年収は約470万円。20代は330万円。

（「平成22年賃金構造基本統計調査」）

#### （4）研究実績

＜検討事項例＞

・ 必須の要件とするか。

・ 研究者の実績評価を具体的にどうするか。

「論文被引用度」？「特定の雑誌への論文掲載数」？「特許の取得、製品開発への貢献」？

#### （5）その他：

＜検討事項例＞

・ 一定の社会的評価が可能な教授、准教授等の地位について評価するか。

・ 「資格の所持」、「特許の取得」等について評価するか。

## 2. 高度専門・技術活動

(現在の在留資格「法律・会計業務」に相当する活動＋関連する事業経営、現在の在留資格「医療」に相当する活動＋関連する事業経営、現在の在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」に相当する活動＋関連する事業経営)

### (1) 学歴

1 (1) と同様と考えてよいか。1 (1) ほど学歴は重視しなくてもよいか。

### (2) 職歴

1 (2) と同様と考えてよいか。

例えば「人文知識・国際業務」においては、マーケティング力、エンジニアリング力等の能力を取得するため一定の職歴が必要か。

### (3) 年収

1. (3) と同様と考えてよいか。

### (4) その他

#### <検討事項例>

- ・企業、病院における管理者としての地位等を評価するか（「法/会」、「医療」）。
- ・国内及び海外の資格の保有を評価するか。（「技術」、「人・国」、「企転」）
- ・「技術」について、職歴や資格では評価しにくい何らかの技術を持っていることを加点事項とするか。

### 3. 経営・管理活動(企業(日系・外資系を問わない)の経営・管理活動 ＋関連する事業経営)

#### (1) 学歴

- 1 (1) と同様と考えてよいか。例えばMBA取得をより評価すべきではないか。

#### (2) 職歴

##### <検討事項例>

- ・ 1 (1) と同様と考えてよいか。経営管理の職歴(相当程度の経営又は管理の実績)は不可欠とすべきではないか。

#### (3) 年収

- 1 (3) と同様と考えてよいか。経営者としてより高い年収から評価すべきか。

#### (4) その他

- ・ 投資額に応じて評価するか。
- ・ 従業員数に応じて評価するか。
- ※ 現行の「投資・経営」では、従業員2人以上又は500万円以上の投資額が必要。

## 共通事項

- (1) ボーナスポイント（高度な能力又は資質を直接測るものではないが、高度人材としての活動の活性化・円滑化に資するものとして評価できる項目について、ボーナスポイントを設定し加点事由として活用する。）

### <検討事項例>

- ・ 例えば、政府をはじめとする公的機関からイノベーションを促進するための支援措置を受けている企業等に雇用される場合に、ポイントを加算。
- ・ 例えば、日本の大学を卒業した者、一定の日本語能力を有する者について、受入れ機関におけるコミュニケーションの深化に資する等の観点から、ポイントを加算。
- ・ ダイバーシティに資することから、受入れ少数国の出身者には加点するか。

- (2) 各選別の要素間の点数配分をどうするか。合格点を何点とするか。

- ・ 例えば、学術研究活動において、実績を重視することとし、点数配分を「学歴」<「研究実績」とするか。

- (3) 産業分野による限定を設けるべきか否か。

## 高度外国人材ポイント制度の年収要件を 検討するにあたっての参考

- ▶ 上場企業のうち、各業界売上高上位10社、  
および売上高1兆円クラスの大企業の約360社の役員  
(約4,400名)の1人あたりの平均報酬額は3,590万円

(出典:「2010年3月期決算の上場企業の役員報酬水準、ポリシーの開示状況調査」、プライスウォーターハウス  
コーパース株式会社)

- ▶ 大学・大学院を卒業し、1,000人以上の企業規模の  
企業で就労する者の平均給与額

役職付936.3万円 部長級1179.7万円 課長級976.1万円

(出典:「平成22年賃金構造基本統計調査」、厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課)



健康保険法(抄)

(大正十一年四月二十二日法律第七十号)

第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

(標準報酬月額)

第四十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)によって定める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
		(中略)
第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

8

(標準賞与額の決定)

第四十五条 保険者等は、被保険者等が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者等が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者等が受けた賞与によりその年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)における標準賞与額の累計額が五百四十万円(第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。)を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

2 第四十条第三項の規定は前項の政令の制定又は改正について、前条の規定は標準賞与額の算定について準用する。

# 労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

平成三〇・三〇三厚生労働省告示第幾号  
改正 平成三〇・二二六厚生労働省告示第幾号

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十四条第一項第一号の規定に基づき、労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成十六年一月一日から適用し、労働基準法第十四条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成十年労働省告示第百五十三号)は、平成十五年十二月三十一日限り廃止する。ただし、平成十六年一月四日までの間は、この告示の第三号中「第七条」とあるのは、「第六条」と読み替えて適用する。

労働基準法第十四条第一項第一号に規定する専門的知識等であつて高度のものは、次の各号のいずれかに該当する者が有する専門的知識、技術又は経験とする。

一 博士の学位(外圍において授与されたこれに該当する学位を含む。)を有する者

二 次に掲げるいずれかの資格を有する者

- イ 公認会計士
- ロ 医師
- ハ 歯科医師
- ニ 獣医師
- ホ 弁護士

一 一級建築士

ト 税理士

チ 薬剤師

リ 社会保険労務士

ヌ 不動産鑑定士

ル 技術士

ヲ 弁護士

三 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第七条に規定する情報処理技術者試験の区分のうちシステムアナリスト試験に合格した者又はアクチュアリーに関する資格試験(保険業法(平成七年法律第百五号)第百二十二条の二第二項の規定により指定された法人が行う保険数理及び年金数理に関する試験をいう。)に合格した者

四 特許法(昭和三十四年法律第百三十一号)第二条第二項に規定する特許発明の発明者、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第二条第二項に規定する登録意匠を創作した者又は種苗法(平成十年法律第八十三号)第二十条第一項に規定する登録品種を育成した者

五 次のいずれかに該当する者であつて、労働契約の期間中に支払われることが確実に見込まれる賃金の額を一年当たりの額に換算した額が千七十五万円を下回らないもの

イ 農林水産業者しくは鉱工業の科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)若しくは機械、電気、土木若しくは建築に関する科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、設計、分析、試験若しくは評価の業務に就こうとする者、情報処理システム(電子計算機を使用して行う情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系であつてプログラムの設計の基本となるものをいう。ロにおいて同じ。)の分析若しくは設計の業務(ロにおいて「システムエンジニアの業務」という。)に就こうとする者又は衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの新案の業務に就こうとする者であつて、次のいずれかに該当するもの

- (1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)において就こうとする業務に関する学科を修めて卒業した者(昭和二十八年文部省告示第五号に規定する者であつて、就こうとする業務に関する学科を修めた者を含む。)であつて、就こうとする業務に五年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において就こうとする業務に関する学科を修めて卒業した者であつて、就こうとする業務に六年以上従事した経験を有するもの
- (3) 学校教育法による高等学校において就こうとする業務に関する学科を修めて卒業した者であつて、就こうとする業務に七年以上従事した経験を有するもの

ロ 事業運営において情報処理システムを活用するための問題の把握又はそれを活用するための方法に関する考案若しくは助言の業務に就こうとする者であつて、システムエンジニアの業務に五年以上従事した経験を有するもの

六 国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものによりその有する知識、技術又は経験が優れたものであると認定されている者(前各号に掲げる者に準ずる者として厚生労働省労働基準局長が認める者に限る。)







(単位：千円)	全平均	大学・大学院卒平均
全年齢	4667.2	5917.4
20代	3303.9	3593.9

算出方法：「きまって支給する現金給与額」×12＋  
「年間賞与その他特別給与額」

民営事業所
T1産業計

区分	企業規模計（10人以上）							
	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人
男 女 計	41.3	11.9	165	13	323.0	296.2	791.2	1 971 819
学 歴 計	19.1	1.0	167	12	186.7	167.8	136.0	19 655
～19歳	23.0	2.3	166	14	217.4	194.9	356.1	159 787
20～24歳	27.5	4.3	165	16	257.3	228.2	554.0	245 870
25～29歳	32.6	7.2	165	16	296.1	263.5	679.5	256 599
30～34歳	37.5	10.5	165	15	332.7	299.4	814.6	285 454
35～39歳	42.4	13.5	165	13	367.4	336.3	978.4	248 954
40～44歳	47.4	16.3	165	11	387.6	361.6	1088.0	221 438
45～49歳	52.4	18.8	165	10	389.5	366.4	1087.7	199 316
50～54歳	57.5	20.8	165	9	367.0	346.5	964.4	193 603
55～59歳	62.0	16.5	166	8	275.2	262.5	531.2	110 653
60～64歳	67.1	15.2	166	6	256.6	247.8	357.9	24 019
65～69歳	73.4	18.7	167	5	249.4	241.6	307.4	6 471
70歳～	39.5	11.2	163	11	396.7	370.9	1157.0	623 991
大学・大学院卒	-	-	-	-	-	-	-	-
～19歳	23.7	1.4	162	12	235.0	214.6	337.1	47 620
20～24歳	27.4	3.6	163	17	278.3	246.5	689.9	109 037
25～29歳	32.5	6.6	163	16	334.8	299.6	896.2	97 318
30～34歳	37.4	10.1	163	14	397.9	362.7	1139.2	94 730
35～39歳	42.4	14.5	161	10	469.5	441.2	1549.1	78 351
40～44歳	47.4	18.1	162	6	510.7	492.9	1711.1	68 675
45～49歳	52.4	21.0	163	5	523.5	509.6	1733.3	57 919
50～54歳	57.3	21.9	164	4	513.2	502.3	1588.1	43 347
55～59歳	62.0	15.7	162	3	410.9	402.9	1048.8	21 940
60～64歳	67.0	12.8	161	2	446.3	442.5	926.5	4 060
65～69歳	74.4	16.7	166	2	474.4	470.7	678.0	993
70歳～								